

広島県告示第五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、令和六年五月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和六年五月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小河内都志見線	山県郡北広島町大字吉木字沖河内一二八四番地地先から 山県郡北広島町大字吉木字夏焼一三四五番地三地 先まで	令和六年五月一三日